

■執行団体

経済産業省 資源エネルギー庁

■事業名

「グリーン投資減税」

■事業内容

青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価格30%特別償却（一部の対象設備については即時償却）又は7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度。

■補助対象事業

グリーン投資減税の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む）。（租税特別措置法第10条の2の2第1項、第42条の5第1項、第68条の10第1項）前記の個人及び法人が、適用期間内に対象設備を取得、製作または建設し、取得、製作または建設した日から1年以内に、国内において当該個人及び法人の事業の用に供した場合に適用される。

■補助内容

1・普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び即時償却。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができる。なお、太陽光発電設備、風力発電設備及び熱電併給型動力発生装置については、平成27年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができる。

2・中小企業等に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。

中小企業者等は、特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能である。ただし、供用年度の取得に対する法人税の額（個人の場合は供用年の事業所得に係る所得税の額）の20%相当額が税額控除の限度となる。

■応募期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内（即時償却については平成27年3月31日までの期間内）。

■執行団体

環境共創イニシアチブ

■事業名

平成26年度補正予算「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金（再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援事業）」

■事業目的

本事業では、再生可能エネルギー電気が電気事業者の所持する送配電ネットワークへ与える出力不安定性を調整するために、再生可能エネルギー発電事業者等が蓄電システムを導入する事業に要する経費の一部を補助し、再生可能エネルギー電気の系統への接続量が拡大することによって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

■事業内容

（1）補助対象事業者

以下の全ての要件を満たす法人、個人事業主、個人

（1）補助事業の遂行能力を有し、再生可能エネルギー発電設備並びに補助対象設備について継続的に維持運用できること。

（2）導入する補助対象機器及び再生可能エネルギー発電設備に関する使用状況等について環境共創イニシアチブ（S I I）が調査を行う場合、協力できること。

（2）申請代行者

申請代行者は、事業の内容について十分理解し、誠実かつ正確な書類作成を行うとともに、S I Iからの問い合わせに対し、申請者とともに迅速に対応すること。

（3）補助対象となる事業の要件

（1）電気事業者と受給契約を行う予定の発電事業者で、出力制御が実施される可能性のある太陽光発電事業者及び風力発電事業（出力が10kW未満の太陽光発電事業は除く）。

（2）再生可能エネルギー電気の供給が開始されていない事業。

（4）補助対象となる機器

出力制御が実施される可能性を有する再生可能エネルギー発電設備に、長周期の課題及び短周期の課題等への対策を目的として設置される蓄電システムであること。

（5）補助対象経費

（1）蓄電システム本体機器（システムの蓄電容量が10kWh以上の場合）

（2）蓄電システム工事費（4800Ah・セル以上の場合）

■補助率

○中小企業等：補助対象経費の2分の1以内

○大企業：補助対象経費の3分の1以内

■補助上限

1・蓄電システム本体機器費の補助上限額

(1) 補助対象設備の蓄電容量1kWh当たりの補助上限額：15万円

(2) 本事業において新設する再生可能エネルギー発電設備1kW当たりの補助上限額：10万円

2・補助上限額：5億円/件

■交付申請締切

平成27年12月28日

■執行団体

耐震対策緊急促進事業実施支援室

■事業名

「平成27年度 耐震対策緊急促進事業」

■事業内容

本事業は、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の（1）から（3）の建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、国が民間事業者等に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用の一部を補助するもの。

- （1）病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- （2）小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- （3）火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場

■窓口と補助対象

本事業による補助は、建築物の区分及び地方公共団体による補助制度の有無によって、申請の窓口や補助金の支給方法は異なるため注意が必要である。

■診断義務付け対象建築物の特定

本事業の対象は、耐震改修促進法によって耐震診断の義務付け対象とされた一定の建築物に限られる。義務付け対象の建築物の要件は法律及び政省令等で規定されているが、個々の建築物が義務付け対象であるかどうかについて疑問がある場合には、所管行政庁（耐震改修促進法の制度執行を行う都道府県・市区町村）に問い合わせが必要。

■交付申請の受付時期

平成27年4月17日～平成28年2月29日

■執行団体

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

■事業名

「中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト（第3回）」

■事業概要

都内に中小テナントビルを所有する事業者を対象に、LED 照明等の高効率な省エネルギー設備を導入することにより、ベンチマーク評価が上昇することを条件に、その費用の一部を東京都環境公社が助成する事業。

■助成対象事業者

助成対象事業者は、都内に中小テナントビルを所有しており、下記の要件を満たした者

- ・中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参加していない
- ・中小企業者以外の資本金 10 区円未満の会社であり、資本金 10 億円以上の会社が実質的に経営に参加していない
- ・上記 2 項目と共同申請する ESCO 事業者やリース事業者

■助成率

助成対象経費の 2 分の 1 以内（上限 2000 万円）

■助成対象設備

照明設備、空調設備等ベンチマークレンジが「A2-」以上に上昇することが見込まれる省エネルギー設備（LED 照明は必須）

■申請受付

平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 1 月 15 日

■執行団体

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

■事業名

「燃料電池自動車用水素供給設備整備事業」

■事業内容

水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて、燃料電池自動車用水素供給設備の整備費用の一部を助成するもの。

■助成対象者

大規模事業者又は中小事業者

■助成対象者の要件

○次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定及び額の確定を受けていること。

○定置式の水素供給設備を都内に設置し、又は移動式の水素供給設備を都内のみで運用すること。

■助成対象経費

- ・水素供給設備機器費（水素供給設備を構成するために必要な設備及び機器に要する経費）
- ・設計費（水素供給設備の設計に係る経費（官公庁への申請に係る経費を含む））
- ・設備工事費（水素供給設備の設置等に必要の工事に要する経費）
- ・工事負担金（給電、給水等の公示負担に要する経費）
- ・諸経費及び管理費

■助成額

<定置式の水素供給設備>

- ・大規模事業者

助成対象経費の合計金額に5分の4を乗じた金額から国補助交付額を差し引いた金額

- ・中小事業者

助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額

<移動式の水素供給設備>

助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額

■申請受付終了日

平成28年3月31日

■執行団体

東京都千代田区

■事業名

「千代田区建築物耐震診断助成制度」

■概要

建築耐震診断とは、現在の耐震基準に対して建築物の耐震性能がどのくらいあるのかを診断するものである。千代田区では、建築物の耐震診断を行う場合に、診断に要する費用の一部を助成する。

■対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の該当建築物である。

○木造以外の建築物

○原則として、建築基準法に適合している建築物

○昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物

■対象となる所有者

○個人所有者

○中小企業基本法に定義される中小企業者等（大企業が所有する建築物を除く）

■助成金の内容

一般道路沿道建築物の場合、耐震診断に要した費用の 2 分の 1（限度額 2 0 0 万円）

緊急輸送道路沿道建築物の場合、耐震診断に要した費用の 5 分の 4（限度額 4 0 0 万円）

■執行団体

東京都港区

■事業名

「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業」

■事業概要

区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物を対象に、耐震化に要した費用の一部を助成するもの。耐震診断・補強設計費用の助成について平成 27 年度までに完了する建築物、耐震改修工事、建替え・除却費用の助成については平成 27 年度中に着工する建築物が対象となる。

■対象建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した港区内の特定緊急輸送道路沿道建築物で、一定の要件に該当するもの。

■助成内容

○耐震診断

規模に応じて算出した額以内で、耐震診断に要した費用の最大 10 分の 10

○補強設計

規模に応じて算出した額以内で、最大 6 分の 5

○耐震改修工事

規模に応じて算出した額以内で、最大 6 分の 5

○建替え・除却

規模に応じて算出した額以内で、最大 3 分の 1

■執行団体

東京都新宿区

■事業名

「耐震改修工事への補助（非木造）」

■事業概要

耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合、費用の一部について補助するもの

■対象

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造のものであること

○建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと、および無接道でないこと

○建物の用途等がいずれかであること

・延べ面積の 2 分の 1 以上が住宅、共同住宅、寄宿舎または下宿として使用している建築物

・緊急輸送道路沿道の建築物

・特定建築物

○建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等を受けたものであること

○建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと

○耐震診断の結果、構造耐震指標が 0.6 未満であり、耐震改修工事の結果、構造耐震指標が 0.6 以上となること

○補強設計が区が定める指定期間において評定を受けたもの

■補助対象者

所有者または所有者の承諾を得た者で、以下の要件に適合すること

法人…中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者

■補助額

特定建築物…敷地に接する道路の中心線までの面積が 500 m²以上であること

・補助対象事業費…耐震改修工事費（1 m²当たりの上限額 4 万 7300 円）×23%

・補助金の額…補助対象事業費×3 分の 2 以内の額（上限額 1000 万円）

防災上特に重要な特定建築物…特定建築物のうち、災害時救急・医療活動を行う拠点となる病院、一時避難所となることが想定される学校

・補助対象事業費…耐震改修工事費（1 m²当たりの上限額 4 万 7300 円）×23%

・補助金の額…補助対象事業費×3 分の 2 以内の額（上限額 2000 万円）

緊急輸送道路沿道の建築物

・補助対象事業費…耐震改修工事費（1 m²当たりの上限額 4 万 7300 円）

・補助金の額…補助対象事業費×3 分の 2 以内の額（上限額 1 億円）